

「需給調整市場ガイドライン（改定案）」（新旧対照表）

（傍線部分は改正する部分、二重傍線の部分は下線を付して改正する部分）

改定後	現 行
<p>需給調整市場ガイドライン</p> <p>策定 2021年3月30日</p> <p>改定 2023年3月10日</p> <p>改定 2024年3月25日</p> <p>改定 2025年3月24日</p> <p>改定 2026年3月●●日</p> <p>経済産業省</p>	<p>需給調整市場ガイドライン</p> <p>策定 2021年3月30日</p> <p>改定 2023年3月10日</p> <p>改定 2024年3月25日</p> <p>改定 2025年3月24日</p> <p>経済産業省</p>
<p>I. 本文書の位置づけ</p> <p>（略）</p> <p>この事前的措置の考え方については、大きな市場支配力を有する事業者（地域間連系線の分断等が生じた場合に市場支配力を有することとなる蓋然性が高い事業者を含む。）に対して、競争的な市場において取るであろう行動を常に取りよう求めることが適当とされ、また、このような行動は、大きな市場支配力を有する事業者のみならず、それ以外の事業者においても望ましいものとされた。</p> <p><u>なお、望ましい行為として規定する「競争的な市場において合理的な行動」は、市場相場を変動させることを目的としていないとみなされることから、それを全て遵守している限りにおいては、確実に、業務改善命令等の対象とはならない。すなわち、セーフハーバーとなる。他方で、事前的措置を遵守しなかったことをもって直ちに業務改善命令等の対象となるものではなく、業務改善命令等の対象となり得る行為（市場相場を変動させることを目的として市場相</u></p>	<p>I. 本文書の位置づけ</p> <p>（略）</p> <p>この事前的措置の考え方については、大きな市場支配力を有する事業者（地域間連系線の分断等が生じた場合に市場支配力を有することとなる蓋然性が高い事業者を含む。）に対して、競争的な市場において取るであろう行動を常に取りよう求めることが適当とされ、また、このような行動は、大きな市場支配力を有する事業者のみならず、それ以外の事業者においても望ましいものとされた。</p>

場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないこと等)を踏まえ、それに該当するかどうか等を考慮した上で判断されることとなる。

以上を踏まえ、「適正な電力取引についての指針（以下「適取ガイドライン」という。）」において、需給調整市場における「望ましい行為」及び「問題となる行為」として、上記の考え方を規定し、その詳細について、本文書を策定し参考とすることとされた。

本文書は、需給調整市場における事前的措置及び事後的措置の考え方の詳細を示すことで、需給調整市場の適切な運営を目指すものである。

需給調整市場における措置の全体像

対象事業者	法的措置	上乗せ措置
大きな市場支配力を有する事業者	「市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること」等があった場合には、業務改善命令等で是正（事後的措置）	登録価格に一定の規律を設け、それを遵守するよう要請（事前的措置）
それ以外の事業者		

II. 需給調整市場の概要

需給調整市場には、

調整力 ΔkW 市場：発電事業者等が電源等を供出し、一般送配電事業者は、調整力として最低限必要な量の電源等を事前に予約するための市場

調整力 kWh 市場：実需給断面において、予約した電源等（以下「予約電源」という）に加え、スポット市場

以上を踏まえ、「適正な電力取引についての指針（以下「適取ガイドライン」という。）」において、需給調整市場における「望ましい行為」として、上記の考え方を規定し、その詳細について、本文書を策定し参考とすることとされた。

本文書は、需給調整市場における事前的措置の考え方の詳細を示すことで、需給調整市場の適切な運営を目指すものである。

需給調整市場における措置の全体像

対象事業者	法的措置	上乗せ措置
大きな市場支配力を有する事業者	「市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること」があった場合には、業務改善命令等で是正（事後的措置）	登録価格に一定の規律を設け、それを遵守するよう要請（事前的措置）
それ以外の事業者		

II. 需給調整市場の概要

需給調整市場には、

調整力 ΔkW 市場：発電事業者等が電源等を供出し、一般送配電事業者は、調整力として最低限必要な量の電源等を事前に調達（予約）するための市場

調整力 kWh 市場：実需給断面において、予約確保した電源等（以下「予約電源」という）に加え、スポッ

等で約定しなかった余力活用電源も含めた電源から、一般送配電事業者が kWh 価格の安い順に稼働指令を行う市場

の2つの市場が存在するため、需給調整市場における「望ましい行為」の詳細については、調整力としての電源等を予約する調整力 Δ kW 市場と、予約した電源等を運用する調整力 kWh 市場のそれぞれについて整理する。

Ⅲ. 需給調整市場において望ましい行為の詳細

1. 調整力 kWh 市場

(1) 予約電源以外

(略)

後述 3. で特定する大きな市場支配力を有する蓋然性の高い事業者は、事前的措置として上記の kWh 価格で登録することが望ましい。

(略)

① 「限界費用」について

限界費用の考え方については、以下のとおりとする。

なお、限界費用は、1 単位追加的に発電した際に増加する費用であることを踏まえ、同一出力帯における上げ調整時の限界費用と下げ調整時の限界費用は一致させる。

(火力発電の限界費用の考え方)

- 火力発電の限界費用は増分燃料費等とする。なお、発電単価ではない点に留意する必要がある。

ト市場等で約定しなかった余力活用電源も含めた電源から、一般送配電事業者が kWh 価格の安い順に稼働指令を行う市場

の2つの市場が存在するため、需給調整市場における「望ましい行為」の詳細については、調整力 Δ kW 市場 (調達) と調整力 kWh 市場 (運用) のそれぞれについて整理する。

Ⅲ. 需給調整市場において望ましい行為の詳細

1. 調整力 kWh 市場

(1) 予約電源以外

(略)

後述 3. で特定する大きな市場支配力を有する蓋然性の高い事業者に対しては、事前的措置として上記の kWh 価格で登録することを要請する。

(略)

① 「限界費用」について

電源等のうち、通常の火力発電については、限界費用は燃料費等であることは明確であるが、揚水発電、一般水力 (貯水式)、DR (需要抑制) などの限界費用が明確でないと考えられる電源等については、以下のように整理する。

なお、限界費用は、1 単位追加的に発電した際に増加する費用であることを踏まえ、同一出力帯における上げ調整時の限界費用と下げ調整時の限界費用は一致させることとする。

(新設)

(揚水発電、一般水力、DR 等の場合の限界費用の考え方)

- (略)
- 「限界費用」には、揚水発電における揚水運転や一般水力における貯水の減少に対応するための火力発電等の稼働コストを含む(※1、2)。
- 「機会費用」には、揚水発電や一般水力における貯水の制約による卸電力市場での販売量減少による逸失利益、DRによる生産額の減少等の考え方が取り得る(※3)。
- その他、蓄電池や燃料制約のある火力電源等についても、上記の考え方を適用する(※1、4、5)。
- (略)

※1 (略)

※2 ※1の算定式における蓄電原資の考え方の例

- ・ 約定ブロックに向けてスポット市場等から調達した費用(=調達の市場価格)
- ・ 自社電源で充電した場合の充電費用(ただし、スポット市場等からの調達費用と比較して著しく高額とならないこと)
- ・ 蓄電池に充電されている電気の費用(=充電されている電気の加重平均価格)

なお、一般送配電事業者からのインバランス補給による充電は適当ではない。また、限界費用の算定に発電事業者等が想定するインバランス料金は用いない。

※3 (略)

※4 (略)

(揚水発電、一般水力、DR 等の場合の限界費用の考え方)

- (略)
- 「限界費用」には、揚水発電における揚水運転や一般水力における貯水の減少に対応するための火力発電等の稼働コストを含む(※1)。
- 「機会費用」には、揚水発電や一般水力における貯水の制約による卸電力市場での販売量減少による逸失利益、DRによる生産額の減少等の考え方が取り得る(※2)。
- その他、蓄電池や燃料制約のある火力電源等についても、上記の考え方を適用する(※1、3、4)。
- (略)

※1 (略)

(新設)

※2 (略)

※3 (略)

※5 機会費用算定における先々の時間帯における市場価格の考え方の例

- ・過去の市場価格を基に将来の市場価格を推計する。
- ・先渡・先物市場価格を基に将来の市場価格を推計する。
- ・週間予備率により先々のインバランス料金を推計する。

②「一定割合」について

調整力 kWh 市場に供出するインセンティブ等の確保を考慮し、限界費用に、「限界費用(円/kWh)×10%」の一定額を上乗せした範囲内で kWh 価格を登録する。

なお、当該一定額の算出に用いる限界費用には発電側課金の kWh 課金分を含めない。また、当該一定額の割合については、市場開始後の状況を見ながら必要に応じて見直しを検討する。

(2) 予約電源

予約電源は、事前に調整力 ΔkW 市場を通じて調達され、既に ΔkW の収入を得ていることから、後述 3. で特定する大きな市場支配力を有する蓋然性の高い事業者であるかどうかにかかわらず、全ての事業者は、その登録 kWh 価格は予約電源以外の登録 kWh 価格と同等とすること及び ΔkW の契約においてそれを明確化することが望ましい。

(略)

2. 調整力 ΔkW 市場

(略)

(略)

※4 機会費用算定における先々の時間帯における市場価格の考え方の例

- ・過去の市場価格を元に将来の市場価格を推計
- ・先渡・先物市場価格を元に将来の市場価格を推計
- ・週間予備率により先々のインバランス料金を推計

②「一定割合」について

調整力 kWh 市場に供出するインセンティブ等の確保を考慮し、限界費用に、「限界費用(円/kWh)×10%」の一定額を上乗せした範囲内で kWh 価格を登録するものとする。

なお、当該一定額の割合については、市場開始後の状況を見ながら必要に応じて見直しを検討する。

(2) 予約電源

予約電源については、事前に調整力 ΔkW 市場を通じて調達され、既に ΔkW の収入を得ているものをいい、後述 3. で特定する大きな市場支配力を有する蓋然性の高い事業者であるかどうかにかかわらず、全ての事業者について、その登録 kWh 価格は予約電源以外の登録 kWh 価格と同等とし、ΔkW の契約においてそれを明確化することとする。

(略)

2. 調整力 ΔkW 市場

(略)

(略)

(削る)

(削る)

(略)

後述 3. で特定する大きな市場支配力を有する蓋然性の高い事業者は、事前的措置として上記の Δ kW 価格で登録することが望ましい。また、監視においては、当該事業者に対し次年度の取引開始前に、以下の i) について確認を行う。ただし、期中に参入又は入札価格の考え方を変更する電源等は、期中の取引開始前に確認を行う。また、当該事業者に対し四半期ごとに、以下の ii) について報告を求める。

i) 各電源等の入札価格の考え方について、価格規律の認識に齟齬がないこと

ii) 期中の固定費回収状況

後述 3. で特定する大きな市場支配力を有する蓋然性の高い事業者以外の事業者においても、上式の考え方に基づいた Δ kW 価格を入札価格とすることが望ましい。

なお、この式における「逸失利益（機会費用）」及び「一定額等」については、以下のとおりである。

一定額 = 0.33 円 / Δ kW · 30 分 (※1) 又は電力・ガス取引監視等委員会事務局との協議を経て決定した額 (※2) とし、等は売買手数料とする。

※1 A 種電源という。

※2 B 種電源といい、一定額については、制度設計専門会合等の整理に従い必要資料を提出した上で、電源毎に、当年度分の固定費回収のための合理的な額を上回らない範囲で決定される。なお、当年度分の固定費回収後の一定額は、A 種電源とする。

(略)

後述 3. で特定する大きな市場支配力を有する蓋然性の高い事業者に対しては、事前的措置として上記の Δ kW 価格で登録することを要請する。それ以外の事業者においては、B 種電源の一定額にかかる電力・ガス取引監視等委員会事務局との協議は必須としないが、上式の考え方に基づいた Δ kW 価格を入札価格とすることが望ましい。

なお、この式における「逸失利益（機会費用）」及び「※2における「固定費回収のための合理的な額」については、以下のとおりである。

①「逸失利益（機会費用）」について

Δ kW を需給調整市場に供出する電源は、以下の形で確保されると考えられることから、これらを逸失利益（機会費用）の考え方とする。なお、逸失利益（機会費用）は、需給調整市場への応札に伴い発生するものをいう。

（逸失利益（機会費用）の考え方）

（ア）応札事業者が想定する卸電力市場価格（以下「卸電力市場価格（予想）」という。）よりも限界費用が高い電源を追加的に起動並列し Δ kW を確保する場合

この場合、当初の計画では起動しなかった電源であるため、その「起動費」、及び、「最低出力までの発電量について卸電力市場価格（予想）と限界費用との差額」（以下「起動費等」という。）の機会費用が発生。

（イ）卸電力市場価格（予想）よりも限界費用が安く、定格出力で卸電力市場に供出する計画だった電源の出力を下げても Δ kW を確保する場合

この場合、 Δ kW で落札された分は卸電力市場で応札できなくなるため、その分の発電可能量（kWh）について、卸電力市場価格（予想）と限界費用との差額の逸失利益が発生。

（略）

（略）

（略）

（卸電力市場価格（予想）の考え方）

①「逸失利益（機会費用）」について

Δ kW を需給調整市場に供出する電源は、基本的には、以下の形で確保されると考えられることから、これらを逸失利益（機会費用）の基本的な考え方とする。なお、逸失利益（機会費用）は、需給調整市場への応札に伴い発生するものに限る。

（逸失利益（機会費用）の考え方）

（ア）卸電力市場価格（予想）よりも限界費用が高い電源を追加的に起動並列し Δ kW を確保する場合

この場合、当初の計画では起動しなかった電源であるため、その「起動費」、及び、「最低出力までの発電量について卸電力市場価格（予想）と限界費用との差額」（以下「起動費等」という。）の機会費用が発生

（イ）卸電力市場価格（予想）よりも限界費用が安く、定格出力で卸電力市場に供出する計画だった電源の出力を下げても Δ kW を確保する場合

この場合、 Δ kW で落札された分は卸電力市場で応札できなくなるため、その分の発電可能量（kWh）について、卸電力市場価格（予想）と限界費用との差額の逸失利益が発生

（略）

（略）

（略）

（卸電力市場価格（予想）の考え方）

- 卸電力市場価格（予想）は、時間前市場価格の想定価格とする。なお、時間前市場価格の想定価格は、スポット市場価格を基に算定する。

（削る）

また、起動費等については、以下のとおりとする。

（起動費等の計上・入札の考え方）

- 起動費等の入札価格への反映は1回分までとすること（※）。1回分の起動費等を各入札ブロックに約定確率を考慮して按分するなど、入札事業者において入札を工夫すること。
- 同一の電源等を一次調整力～三次調整力①の取引を行う市場（以下「複合市場」という。）と三次調整力②の取引を行う市場（以下「三次②市場」という。）に振り分けて入札する場合は、複合市場と三次②市場に1回分の起動費等を按分して計上する。1回分の起動費等は、複合市場と三次②市場への応札量比率に応じて按分する等、合理的な方法で按分計上すること。
- 取り漏れが生じた起動費等については、その相当分の額について、一般送配電事業者と発電事業者等の間で事後精算を行っても差し支えない。

- 卸電力市場価格（予想）は、当該エリアのスポット市場価格と時間前市場価格の想定値の範囲内から、適切な価格を1つ選定する。

- 受渡し日の前週に取引が行われる場合、卸電力市場価格（予想）はスポット市場価格の想定価格とする。受渡し日の前日に取引が行われる場合、卸電力市場価格（予想）は時間前市場価格の想定価格とする。なお、時間前市場価格の想定価格は、スポット市場価格を基に算定する。

また、適切に起動費等を計上するため、以下の考え方にしたがって入札することとする。

（適切な起動費等の計上・入札の在り方）

- 起動費等の入札価格への反映は1回分までしか認めない。1回分の起動費等を各入札ブロックに約定確率を考慮して按分するなど、入札事業者において入札を工夫すること。
（新設）
- 取り漏れが生じた起動費等については、その相当分の額について、一般送配電事業者と発電事業者等の間で事後精算を行うことを許容する。

- 適切な事後監視を行う観点から、需給調整市場システムを利用する全ての事業者は、需給調整市場システムに1回分の起動費の登録を行う。

※ 下げ代不足時又は系統作業時等による抑制により、応札ブロックと応札ブロックの間で発電機の停止が確実である場合に限り、複数回分の起動費等を入札価格に反映することも差し支えない。

② 「一定額等」について

「一定額」については、0.33 円/ Δ kW・30 分 (A 種電源) 又は「固定費回収のための合理的な額」の考え方に基づき算定した額 (B 種電源) とし、「等」は売買手数料とする。

なお、当年度分の固定費回収後の一定額は、A 種電源とする。

B 種電源における「固定費回収のための合理的な額」は、以下のとおりとする。

(固定費回収のための合理的な額の考え方)

- (略)
- 固定費回収の上限額は、当年度分の減価償却費等を含む固定費から他市場で得られる収益を差し引いた額とする。
- 一定額 (円/ Δ kW・30 分) は、固定費回収の上限額を想定応札量で除した額とする。

(削る)

(新設)

(新設)

② 「固定費回収のための合理的な額」について

固定費回収のための合理的な額は、以下の考え方にしたがって算定する。

(固定費回収のための合理的な額の考え方)

- (略)
- 固定費回収の上限額は、当年度分の減価償却費等を含む固定費 (※1) から他市場で得られる収益 (※2) を差し引いた額とする。

(新設)

※1 需給調整市場への参加のための制度見直しに伴うシステム改修費については、年度単位の回収計画を立てた上で、 Δ kW に算入することを認める。

(削る)

固定費回収のための合理的な額の算定における、「当年度分の減価償却費等を含む固定費」、「他市場から得られる収益」及び「想定応札量」の考え方は、以下のとおりとする。

(当年度分の減価償却費等を含む固定費の考え方)

- 当年度分の減価償却費等を含む固定費には、例えば、以下のような項目が含まれる。
 - ・ 人件費、減価償却費、修繕費、委託費、発電側課金のkW 課金分
- 当年度分の減価償却費等を含む固定費には以下の項目を含めない。
 - ・ 法人税、容量拠出金
- 需給調整市場への参加のための制度見直しに伴うシステム改修費については、年度単位の回収計画を立てた上で算入する。
- 需給調整市場への参入又は応札に必要なアグリゲーターにかかる費用（人件費、システム費用等）については、固定費を特定した上で算入する。
- FIP 電源併設蓄電池については、蓄電池にかかる固定費のみを算入する。
- DR 等については、需給調整市場の参入又は応札のために必要な費用（人件費、システム費用等）を算入する。本来、需要家が自社で使用することを目的に調達又は設置した設備にかかる費用は含めない。

(他市場で得られる収益の考え方)

※2 容量市場収入額については、経過措置により容量市場収入を得ていない額についても、収入を得たとみなす。

(新設)

(新設)

- 他市場で得られる収益は、例えば、容量市場収入、卸電力市場収益及び相対収益等が含まれる。
- 容量市場収入については、経過措置により容量市場収入を得ていない額についても、収入を得たとみなす。
- 容量市場収入がない場合は、容量市場収入が得られる前提で他市場収益として控除する。この場合、以下の算定式に基づき計上する。
容量市場収入＝約定価格（電力広域的運営推進機関が公表するエリアプライス）×容量市場における期待容量
ただし、以下の電源等は容量市場収入を他市場で得られる収益として計上する必要はない。
 - ・ 新規に運開したため、時間的に容量市場に応札できなかった電源等
 - ・ 容量市場に応札したが約定しなかった電源等

(想定応札量の考え方)

- 想定応札量は、定期検査や燃料制約等による停止期間や蓄電池の充放電制約等を考慮し、当年度に応札することが可能な Δ kWhを基に、応札事業者が、当該電源等の運転パターンや過去実績等を踏まえて算定する。

3. 事前的措置の対象とする事業者の範囲について

(1) 調整力 kWh 市場

①地理的範囲の画定

(略)

調整力 kWh 市場では、調整力の運用時点で地域間連系線の空容量がゼロの場合には、調整力の広域運用ができなくなるため、市場が分断される。したがって、市場（地理的範囲）

3. 事前的措置の対象とする事業者の範囲について

(1) 調整力 kWh 市場

①地理的範囲の画定

(略)

調整力 kWh 市場では、調整力の運用時点で地域間連系線の空容量がゼロの場合には、調整力の広域運用ができなくなるため、市場が分断される。したがって、市場（地理的範囲）

の画定は、広域需給調整システムの運用時点における市場分断の実績を踏まえて判断することが適当である。その上で、市場分断の状況は、コマごと、日ごと、季節ごとに変化することから、どのような期間ごとに市場（地理的範囲）の画定を行うかが論点となる。事前的措施はあくまで上乗せ措置であること及びその実務的な負担を考慮すると、当面は月単位で市場（地理的範囲）の画定を行うこととする。

②事前的措施の対象とする事業者の範囲を設定する基準

市場（地理的範囲）を画定すると、当該市場に基づき、大きな市場支配力を有する蓋然性の有無を評価することとなるが、どのような評価指標を用いるかが論点となる。具体的には、市場シェア、HHI (Herfindahl Hirschman Index)、PSI (Pivotal Supplier Index) 等の指標を用いた分析があり得るが、需給ひっ迫時など活用できる調整力の数が少なくなる場合には、小規模な事業者であっても市場支配力が行使可能となることがあり得ることから、PSI を用いる方法の方が精緻な分析が可能とも考えられるが、需給調整市場の取引状況や広域需給調整システムの運用状況等を基にどのような評価手法を用いるか判断する。

評価指標を確定すると、当該評価指標に基づき分析することとなるが、大きな市場支配力を有する蓋然性の有無を評価する基準値をどのように設定するかが論点となる。これについても、需給調整市場の取引状況や広域需給調整システムの運用状況等を基に判断する。

(2) 調整力 Δ kW 市場

の画定は、広域需給調整システムの運用時点における市場分断の実績を踏まえて判断することが適当である。その上で、市場分断の状況は、コマごと、日ごと、季節ごとに変化することから、どのような期間ごとに市場（地理的範囲）の画定を行うかが論点となる。事前的措施はあくまで上乗せ措置であること及びその実務的な負担を考慮すると、当面は月単位で市場（地理的範囲）の画定を行うことが合理的と考えられる。

②事前的措施の対象とする事業者の範囲を設定する基準

市場（地理的範囲）を画定すると、当該市場に基づき、大きな市場支配力を有する蓋然性の有無を評価することとなるが、どのような評価指標を用いるかが論点となる。具体的には、市場シェア、HHI (Herfindahl Hirschman Index)、PSI (Pivotal Supplier Index) 等の指標を用いた分析があり得るが、需給ひっ迫時など活用できる調整力の数が少なくなる場合には、小規模な事業者であっても市場支配力が行使可能となることがあり得ることから、PSI を用いる方法の方が精緻な分析が可能とも考えられるが、需給調整市場の取引状況や広域需給調整システムの運用状況等を基に検討を行うことが必要。

評価指標を確定すると、当該評価指標に基づき分析することとなるが、大きな市場支配力を有する蓋然性の有無を評価する基準値をどのように設定するかが論点となる。これについても、需給調整市場の取引状況や広域需給調整システムの運用状況等を基に検討を行うことが必要。

(2) 調整力 Δ kW 市場

調整力 Δ kW 市場に参加する事業者と調整力 kWh 市場に参加する事業者は、ほぼ同じと考えられることから、それぞれの市場の競争状態はほぼ同じと考えられる。また、調整力 Δ kW 市場と調整力 kWh 市場の事前措置の対象とする事業者が同じである方が、運用上も分かりやすい。

こうしたことを踏まえ、調整力 Δ kW 市場における事前措置の対象とする事業者は、前述した調整力 kWh 市場の事前措置の対象と同一とする。

IV. 需給調整市場において問題となる行為の詳細

適取ガイドラインの需給調整市場の透明性に係る「② その他の問題となる行為」について、その具体的な処分対象行為は以下のとおりであり、これらの行為は、電気事業法に基づく業務改善命令や業務改善勧告の対象となり得る。

1. 調整力 Δ kW 市場における入札価格若しくは入札量又は調整力 kWh 市場における登録価格の不合理的な設定により、不当に収益を得る行為
2. 不適切なシステム設定により、調整力 Δ kW 市場における入札価格若しくは入札量又は調整力 kWh 市場における登録価格が不合理に設定され、需給調整市場やインバランス料金の精算に関して、他の複数の事業者に影響を与える行為

それぞれについて、具体例は以下のとおり。

(IV. 1. の具体例)

- 需給要因や電源等の技術的な制約要因では説明がつかない要因により、本ガイドラインの規定を逸脱した入札価格の登録等を行う行為

調整力 Δ kW 市場に参加する事業者と調整力 kWh 市場に参加する事業者は、ほぼ同じと考えられることから、それぞれの市場の競争状態はほぼ同じと考えられる。また、調整力 Δ kW 市場と調整力 kWh 市場の事前措置の対象とする事業者が同じである方が、運用上も分かりやすい。

こうしたことを踏まえ、調整力 Δ kW 市場における事前措置の対象とする事業者は、前述した調整力 kWh 市場の事前措置の対象と同一とすることが適当である。

(新設)

- 調整力 ΔkW市場で約定した電源等を、これを稼働させることなく ΔkW収入を得るため、調整力kWh市場での指令確率を低める登録価格を設定する行為
- 需給要因や電源等の技術的な制約要因では説明がつかない要因により、限界費用に不合理な機会費用を含めて登録価格を設定する行為

(IV. 2. の具体例)

- 調整力 kWh 価格の登録において、システム上の問題により誤って高額な価格計算が行われ、調整力として指令されたことで、インバランス料金の精算に関して他の複数の事業者に影響を与える行為

V. 本文書の見直しについて

需給調整市場開始後、電力・ガス取引監視等委員会においては、需給調整市場において適正な取引を確実に確保するため、市場開始後の取引の状況をモニタリングし、本措置が適切に機能していない等の状況が見られた場合等においては、制度設計・監視専門会合で議論の上、適時適切に見直しを行うこととする。

V. 本ガイドラインの適用について

2026年●月●日改定後の本ガイドラインについては、2026年3月13日以降受け渡し分からの適用とする。

以上

(参考) これまでの検討経緯

IV. 本文書の見直しについて

需給調整市場開始後、電力・ガス取引監視等委員会においては、需給調整市場において適正な取引を確実に確保するため、市場開始後の取引の状況をモニタリングし、本措置が適切に機能していない等の状況が見られた場合等においては、制度設計専門会合又は制度設計・監視専門会合で議論の上、適時適切に見直しを行うこととする。

V. 本ガイドラインの適用について

2025年3月24日改定後の本ガイドラインについては、2025年4月1日以降受け渡し分からの適用とする。

以上

(新設)

※下線部がガイドラインへの反映箇所。

※事前的措施の対象事業者（2022年度以降）及び連系線確保量の議論、市況、揚水随契、B種電源協議結果及びB種電源の固定費回収状況等の報告は掲載省略。

第24回制度設計専門会合（2017年11月28日）

- ・ 需給調整市場の価格規律の導入と監視の必要性

第41回制度設計専門会合（2019年9月13日）

- ・ 需給調整市場の監視と価格規律のあり方に関する論点提起

第43回制度設計専門会合（2019年11月15日）

- ・ 需給調整市場における Δ kW価格、kWh価格を設定する際の基本的な考え方

第45回制度設計専門会合（2020年2月10日）

- ・ 需給調整市場における問題となる行為及びプライステイカーとしての合理的な価格設定の考え方

第47回制度設計専門会合（2020年5月18日）

- ・ 調整力 kWh 市場：競争が限定的となるケース、予約電源の価格登録の考え方、事前的措施及び事後監視の方向性、「一定額」の「問題となる行為」にあたらぬ範囲
- ・ 調整力 Δ kW 市場：競争が限定的となるケース、電源 I の入札価格の考え方、事前的措施及び事後監視の方向性、「一定額」の「問題となる行為」にあたらぬ範囲

第48回制度設計専門会合（2020年6月30日）

- ・ 調整力 kWh 市場：予約電源の価格登録の扱い、予約電源以外の事前的措置と事後監視の枠組みの整理、事前的措置の対象事業者の考え方
- ・ 調整力 ΔkW 市場：事前的措置と事後監視の枠組みの整理、事前的措置の対象事業者の考え方

第 50 回制度設計専門会合（2020 年 9 月 8 日）

- ・ 調整力 kWh 市場
 - 予約電源：限界費用が明確でない電源等の取扱い、調整力 kWh 価格に引用する市場価格の考え方
 - 予約電源以外：固定費回収のための合理的な額の考え方、V 2（下げ調整 kWh 価格）の固定費回収額計上の考え方、マージンの取扱い

第 51 回制度設計専門会合（2020 年 10 月 20 日）

- ・ 調整力 kWh 市場：事前的措置の対象事業者（一定の基準）の考え方
- ・ 調整力 ΔkW 市場：事前的措置の対象事業者（一定の基準）の考え方、逸失利益（機会費用）の設定方法、固定費回収のための合理的な額の考え方、マージンの取扱い

第 52 回制度設計専門会合（2020 年 12 月 1 日）

- ・ 調整力 kWh 市場：事前的措置の対象事業者（一定の基準）の考え方、事後監視における問題となる行為の考え方、事後監視における問題とならない行為の明確化
- ・ 調整力 ΔkW 市場：事前的措置の対象事業者（一定の基準）の考え方、事後監視における問題となる行為の考え方、事後監視における問題とならない行為の明確化

- ・ その他：中長期的な検討事項等（需給調整市場における約定方式の見直し）

第 53 回制度設計専門会合（2020 年 12 月 15 日）

- ・ 需給調整市場において適正な取引を確保するための措置について（とりまとめ）

第 308 回電力・ガス取引監視等委員会（2021 年 1 月 22 日）

- ・ 「適正な電力取引についての指針」の改定にかかるパブリックコメント募集について

第 316 回電力・ガス取引監視等委員会（2021 年 3 月 15 日）

- ・ 「適正な電力取引についての指針」の改定等の建議について

第 69 回制度設計専門会合（2022 年 1 月 24 日）

- ・ 適切な起動費等の計上・入札の在り方

第 79 回制度設計専門会合（2022 年 11 月 25 日）

- ・ 機会費用と逸失利益の計上に関する整理：限界費用の選定方法、卸電力市場価格（予想）の選定方法、売買手数料の整理
- ・ 持ち下げ供出機の入札価格、起動しなかったユニットの起動費の返還、電源差し替え時の Δ kW 価格の取扱いを整理

第 400 回電力・ガス取引監視等委員会（2022 年 12 月 13 日）

- ・ 「需給調整市場ガイドライン」の改定の建議について

第 84 回制度設計専門会合（2023 年 4 月 25 日）

- ・ 予約電源と非予約電源の供出インセンティブのバランスについての検討

第 86 回制度設計専門会合（2023 年 6 月 27 日）

- ・ 調整力 kWh 市場：予約電源、非予約電源の価格規律における一定額を「 $V1 \leq \text{限界費用} \times 1.1$ 」、 $V2 \geq \text{限界費用} \times 0.9$ 」に統一
- ・ 調整力 Δ kW 市場：需給調整市場への参加のための制度見直しに伴うシステム改修費の取扱い、起動費等の入札価格への反映方法の見直し、固定費回収のための合理的な額の検討、上限価格・需給変動リスク織り込みの検討

第 87 回制度設計専門会合（2023 年 7 月 28 日）

- ・ 調整力 Δ kW 市場の価格規律の固定費回収のための合理的な額の検討

第 88 回制度設計専門会合（2023 年 8 月 22 日）

- ・ 調整力 kWh 市場：予約電源、非予約電源の価格規律における一定額を「 $V1 \leq \text{限界費用} \times 1.1$ 」、 $V2 \geq \text{限界費用} \times 0.9$ 」に統一。機会費用の考え方の需給調整市場ガイドラインへの明確化。
- ・ 調整力 Δ kW 市場：固定費回収のための合理的な額の検討、上限価格・需給変動リスク織り込みの検討
- ・ その他：入札単価誤りへの対応について整理

第 89 回制度設計専門会合（2023 年 9 月 29 日）

- ・ 調整力 kWh 市場：揚水機及び蓄電池の限界費用の算定式
- ・ 調整力 Δ kW 市場：価格規律の「一定額」の検討（A 種電源、B 種電源）、上限価格の検討、起動費等の入札価格への反映方法の再検討、複合商品への供出インセンティブの付与の検討

第 90 回制度設計専門会合（2023 年 10 月 31 日）

- ・ B種電源の一定額を協議する際の諸元等について、電源トラブルがあった場合の Δ kWの高値への再登録、過去の整理（持ち下げ供出機の入札価格、電源差し替え時の価格）の明確化

第 477 回電力・ガス取引監視等委員会（2023 年 11 月 21 日）

- ・ 「需給調整市場ガイドライン」の改定の建議について

第 96 回制度設計専門会合（2024 年 4 月 26 日）

- ・ 需給調整市場ガイドラインの遵守主体について

第 97 回制度設計専門会合（2024 年 5 月 28 日）

- ・ 揚水発電の公募調達の検討、起動供出に係る調整力 Δ kW市場と余力活用契約とのインセンティブ比較検討、起動費取り漏れリスクの検討

第 98 回制度設計専門会合（2024 年 6 月 25 日）

- ・ 起動費事後精算の検討（起動費を Δ kW価格に計上しない案の検討）

第 99 回制度設計専門会合（2024 年 7 月 30 日）

- ・ 起動費事後精算の検討（起動費を Δ kW価格に計上しない案の問題点）

第 100 回制度設計専門会合（2024 年 8 月 27 日）

- ・ Δ kW 価格への起動費の計上方法の見直し及び起動費事後精算

第 1 回制度設計・監視専門会合（2024 年 9 月 30 日）

- ・ 調整力 Δ kW市場：起動費等事後精算の詳細検討、経済差替の運用見直し、B種電源における固定費回収のための合理的な額の

考え方の明確化（当年度分が対象）、マストラン運転に係る最低出力分の電力の取扱い（逸失利益（機会費用）は需給調整市場への応札に伴い発生するものに限る）

- ・ 調整力 kWh 市場：V1V2 の登録方法の整理（同一出力帯における上げ調整時の限界費用と下げ調整時の限界費用は一致させる、機会費用を引用する場合の V1V2 の設定方法）

第 3 回制度設計・監視専門会合（2024 年 11 月 15 日）

- ・ 経済差替の運用見直しの詳細検討、持ち下げ供出時の Δ kW 価格、固定費回収後の Δ kW の一定額は 0.33 円/ Δ kW・30 分とすることの需給調整市場ガイドラインへの明確化

第 545 回電力・ガス取引監視等委員会（2024 年 11 月 29 日）

- ・ 「需給調整市場ガイドライン」の改定の建議について

第 9 回制度設計・監視専門会合（2025 年 5 月 23 日）

- ・ MMS への起動費（V 3）の登録、限界費用の考え方の整理（増分燃料費）

第 10 回制度設計・監視専門会合（2025 年 6 月 27 日）

- ・ 調整力 Δ kW 市場：B 種電源協議における FIP 電源併設蓄電池・DR 等の取扱い
- ・ 調整力 kWh 市場：蓄電池の調整力 kWh 価格の考え方

第 14 回制度設計・監視専門会合（2025 年 10 月 29 日）

- ・ B 種電源協議の廃止、事後的措置を規定する枠組みの見直し、問題となる行為の追加

第 15 回制度設計・監視専門会合（2025 年 11 月 21 日）

- ・ 一定額における当年度分の固定費（法人税、アグリゲーターにかかる費用、容量拠出金）、他市場収益（容量市場収入の取扱い）、想定約定量（想定応札量に見直し）の考え方の整理
- ・ 2026年度以降の全商品前日取引化に伴う逸失利益（機会費用）（卸電力市場価格（予想）の算定方法の見直し、起動費等の計上方法の見直し、振替損の取扱い）の考え方の整理

第 591 回電力・ガス取引監視等委員会（2025 年 12 月 10 日）

- ・ 「需給調整市場ガイドライン」の改定の建議について